



質問事項に対する 回答等について

平成30年10月
大学改革支援・学位授与機構
大学機関別認証評価研修会

目次



1. 2巡目から3巡目への変更点について
2. 自己評価書実施要項・別紙様式の修正
3. 主な質問事項
 - 様式一般
 - 教育研究上の基本組織
 - 内部質保証
 - ・ 「そもそも」論
 - ・ 「手順」について
 - ・ 「機能している」ことのエビデンスについて
 - 教員評価
 - 3つのポリシーの取扱い
 - その他

2巡目から3巡目への変更点について

3

2巡目から3巡目への変更点について(1)

1. 自己評価書の様式の変更

- ▶ 基準ごとにある分析項目の内容を確認し、自己点検して下さい。
- ▶ 2巡目では観点ごとに分析結果と根拠理由を求めていたが、3巡目は、自己点検を積み上げ、基準に係る自己評価を行い、自己点検の際にエビデンスとして利用した資料を提示するという形となっています。
- ▶ 自己点検の分析のために自己評価書の別紙様式を利用することにより、分析内容の共通理解を図っています。つまり、別紙様式を埋める作業が、自己点検を行うことと考えられます。埋まらない場合には、特記事項①にその理由を記載してください。

4

2 巡目から 3 巡目への変更点について(2)

1. 自己評価書の様式の変更

● 分析項目の内容が確認できなかった場合

(エビデンスを見つけれなかった場合等)

- その理由を特記事項①で説明し、それらに対し、「対応措置がとられている」又は「対応計画が策定されている」といった場合には、そのエビデンスを確認の上、提示してください。
- 自己評価書の提出段階で対応ができていない場合には、【改善を要する事項】として記載した上で、当該基準を「満たしていない」と判断します。

- ✓ 機構における評価としては、必要に応じ確認事項とし、大学の意見を聴いたうえで「改善を要する点」とするか否かの判断を行うこととなります。

基準3-1 財務運営が大学の目的に照らして適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ類
分析項目3-1-1 基本案、対応指針等について沿革に基づき必要の手続きを行っていること	・ 直前年度の財務報告 ・ 上記対応指針に係る監事、会計監理人の監査報告書
分析項目3-1-2 財務運営活動に必要な予算を配分し、結果を執行していること	・ 予算・決算の状況(過去5年間の)がわかる資料(当該様式3-1-2) ・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した事項
特記事項① 上記に該当しなかった場合、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合は、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目3-1-0	...
この受審の分野に関する、上記の分析項目では自己評価できない活動や取組に関する理由や特色、資料を参照する際にご留意ください。根拠資料は上記に準拠してください。	
当該取組3-1-A	...
【確認に該当しない】 以上の分析項目を踏まえ、当該基準を満たすものではない。 (該当する口欄をチェック)	
□ 当該基準を満たす	
□ 当該基準を満たさない	
得られた結果の確認できる取組	
改善を要する事項	

5

2 巡目から 3 巡目への変更点について(3)

1. 自己評価書の様式の変更

● 当該基準に関連する取組が成果を上げていると判断できる場合

- 基準ごとに特記事項②で説明(400字プラス根拠資料・データ)
- 取組の成果が優れていると判断できる場合には、【優れた成果が確認できる取組】として記載してください。
- 特記事項②の記載がない場合には、「優れた点」として抽出されることはないことを原則とします。

- ✓ 機構における評価としては、エビデンスに納得できれば「優れた点」として評価し、必要があれば確認事項として大学の意見を聞いたうえで「優れた点」とするかどうかを判断することとなります。

基準3-1 財務運営が大学の目的に照らして適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ類
分析項目3-1-1 基本案、対応指針等について沿革に基づき必要の手続きを行っていること	・ 直前年度の財務報告 ・ 上記対応指針に係る監事、会計監理人の監査報告書
分析項目3-1-2 財務運営活動に必要な予算を配分し、結果を執行していること	・ 予算・決算の状況(過去5年間の)がわかる資料(当該様式3-1-2) ・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した事項
特記事項② 上記に該当しなかった場合、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合は、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目3-1-0	...
この受審の分野に関する、上記の分析項目では自己評価できない活動や取組に関する理由や特色、資料を参照する際にご留意ください。根拠資料は上記に準拠してください。	
当該取組3-1-A	...
【確認に該当しない】 以上の分析項目を踏まえ、当該基準を満たすものではない。 (該当する口欄をチェック)	
□ 当該基準を満たす	
□ 当該基準を満たさない	
得られた結果の確認できる取組	
改善を要する事項	

6

2 巡目から 3 巡目への変更点について(4)

1. 自己評価書の様式の変更

- 当該基準に関連する取組が成果を上げていると判断できる場合

『優れた成果が確認できる取組』とは

自己評価実施要項 P4

2 基準ごとの分析と判断

(5) 基準ごとの分析の結果、大学としての優れた成果が確認できる取組については、その取組が成果を上げていること、又はその事実が特筆すべきものであることの根拠資料・データを特定して分析し、抽出してください。優れた成果が確認できる取組とは、次のようなものを想定しています。

- 1.大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、成果が上がっていると判断されるもの。
- 2.教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり、成果が上がっていると判断されるもの。
- 3.大学一般に期待される水準から見て、優れている状況であると判断されるもの。

7

2 巡目から 3 巡目への変更点について(5)

2. 例示から(ほぼ)枚挙へ

- ▶ 2 巡目では、『自己評価実施要項』において、観点ごとに分析の指針として留意点を示していましたが、その留意点の多くが「例示」的なものにとどまり、そのすべてを記載すべきか、一部の記載でよいのかについて明確に規定していませんでした。
- ▶ 3 巡目では、明確な規定がないことによる無理と逡巡を避けるため、最低限必要な事項については列挙し、必要があれば別紙様式を用意して分析の際の混乱を避けられるようにしています。(「等」の残存についてはご容赦下さい)
- ▶ したがって、分析の内容を項目化して、留意点(※)は、あくまで注記、固有の定義、解説を役割としています。



8

自己評価実施要項・ 別紙様式の修正

11

自己評価実施要項・別紙様式の修正

◆自己評価実施要項（P7）「Ⅲ 自己評価書の提出方法」

Ⅲ 自己評価書の提出方法

1 提出書類

- (1) 自己評価書
- (2) 根拠資料・データ
- (3) その他資料
 - ・大学、大学院等の概要が記載されているもの（大学概要等）
 - ・入学志願者や高等学校等に大学等を紹介するためのもの（大学案内等）
 - ・教育内容、履修方法等を学生に周知するもの（学生便覧、ガイドブック等）
 - ・シラバス、時間割
 - ・大学規則集

⇒ すべて電子媒体（PDF等）での提出とします。

※詳細は、プログラム②「自己評価書の提出方法」（13:15～13:35）で説明します。

12

自己評価実施要項・別紙様式の修正



◆自己評価実施要項【別紙2】（P28）「分析項目3-1-1」

分析項目3-1-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・直近年度の財務諸表
- ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書

※承認後に提出ください。

⇒ 2巡目までは、自己評価書提出時に承認前のものを提出いただき、承認後、変更の有無の確認とともに改めて提出を求めていましたが、3巡目においては「手続きを経ていること」の確認のみとしたことにより、承認後の提出とします。

13

自己評価実施要項・別紙様式の修正



◆自己評価実施要項【別紙2】（P49）

「領域6（自己評価書作成にあたっての留意事項）」

「領域6の分析に当たり、当該教育研究上の基本組織等責任を有する教育課程が、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合は、当該第三者による検証、助言等の報告書をもって領域6の各基準の自己評価に代えることができます。」とありますが、

基準6-8（学習成果）に係る別紙様式

【別紙様式6-8-1】

- ・標準修業年限内の卒業（修了）率及び
「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率

【別紙様式6-8-2】

- ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況

については、提出を求めることとします。

14

別紙様式

・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）

30年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
〇〇学部	15人	面接 15人 模擬授業 7人	5人	面接 5人 模擬授業 5人
〇〇研究科	3人	面接 3人 模擬授業 3人	3人	面接 3人 模擬授業 3人

29年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
□□学部	2人	面接 2人 模擬授業 2人	4人	面接 4人 模擬授業 4人

28年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
▲▲学部	なし		1人	面接 1人 模擬授業 1人
▲▲研究科	なし		2人	面接 2人 模擬授業 2人

27年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
なし				

26年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
〇〇学部	15人	面接 15人 模擬授業 7人	なし	
〇〇研究科	3人	面接 3人 模擬授業 3人	なし	

過去5年分の状況に対応

15

別紙様式

・事務組織一覧（部署ごとの人数）（別紙様式3-3-1） （分析項目2-5-5教育支援者を含む。）

部署	主な役割	常勤	非常勤	計	備考
総務部	教職員の採用等	15人	3人	18人	
財務部	財務会計事務等	12人	2人	14人	
学務部	教育補助、支援	11人	1人	12人	

別紙様式2-5-5との整合性をとり、常勤・非常勤の欄を追加

➤ 教育支援者・教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）

教育支援者

職種	所属	常勤	非常勤	計
教務関係や厚生補導等を担う職員	学生部教務課	2	1	45
	学生部学生課	2	1	
	
教育活動の支援や補助等を行う職員	〇〇センター	3	2	35
	××部フィールドセンター	2	1	
	
図書館の業務に従事する職員	本館	11	2	17
	分館	3	1	

16

別紙様式

- ・ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4 - 2 - 2）

課外活動団体数	20 団体
---------	-------

← 課外活動団体数の欄を追加

支援の分類	内容	備考
課外活動施設設備の整備	運動場	
	サッカー場 2面	
	部室及びサークル室 50室	
運営資金	1団体10万円	
備品貸与	ボール、ネット、シャトル	

17

別紙様式

- ・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4 - 2 - 5）

奨学金制度窓口の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイダンス ・ ウェブサイト（学生ポータル） ・ 掲示板
--------------	--

← 奨学金制度窓口の周知方法の欄を追加

支援の内容	担当する組織名称	根拠規定	配置された人員	支援の実績	財源
大学独自の奨学金制度	学生支援課	学則第 X 条	10人	40人	教育研究経費
入学料の免除	学生支援課	学則第 X 条	10人	30人	教育研究経費
授業料の免除	学生支援課	学則第 X 条	10人	50人	教育研究経費
寄宿舎の整備	財務課	学則第 X 条	11人	80室	教育研究経費

18

別紙様式

・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）

教育研究上の基本組織 又は 教育課程	教育上主要と認める授業科目の定義	授業科目数	専任の教授又は准教授が 担当する科目数	備考
〇〇学部	専門教育科目及び選択必修科目	200科目	170科目	



教育研究上の基本組織又は教育組織の欄を追加し、
複数の課程に分かれている場合に対応

➤ 複数の課程に分かれている場合は、行を追加し作成

教育研究上の基本組織 又は 教育課程	教育上主要と認める授業科目の定義	授業科目数	専任の教授又は准教授が 担当する科目数	備考
□□学科	専門教育科目及び選択必修科目	200科目	170科目	
△△学科	選択必修科目	150科目	130科目	
〇〇学科	専門教育科目及び選択必修科目	180科目	160科目	

※教育課程方針の策定単位との整合性に留意

別紙様式（補足）

・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料

【基となるデータ】

（別紙様式3-1-2）

- ①国立、法人化された公立大学の場合
 - ・決算：損益計算書
 - ・予算：収支計画（年度計画）
- ②私立大学の場合
 - ・予算、決算：事業活動収支計算書_教育活動収支

※1法人が複数の大学、学校を持っている場合には、上記をベースとし、評価対象の大学の数字を算出してください。決算の数字であれば、「開示すべきセグメント情報」等

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
経常費用						
教育研究経費						・・・ ①教育経費、研究経費、教育研究支援経費
診療経費						・・・ ②医療経費
人件費						・・・ ①役員人件費、教員人件費、職員人件費
一般管理費						・・・ ②管理経費
その他						
経常収益						
運営費交付金収益						
学納金収益（入学、授業、検定料）						・・・ ①授業料収益、入学金収益、検定料収益 ②学生生徒等納付金
附属病院収益						・・・ ②医療収入
補助金・寄附金収益						・・・ ①寄附金収益、補助金等収益 ②寄付金、経常費等補助金
その他						

主な質問事項

- ・ No.○：資料3 - 1 質問事項一覧に対応
- ・ Q&A：8月31日掲載「大学機関別認証評価に関するQ & A」

21

様式一般

自己評価書の根拠資料や別紙様式の規程等の基準日、実施状況等の対象期間、対象年度は以下のとおりです。

・ 基準日

評価実施年度の5月1日現在

※根拠資料として提示する設置規定において必要とされている構成員と実員数が一致していない場合には、特記事項①に記載

◆【別紙様式2-2-2】

「内部質保証の統括責任者による決定日」は、原則として、規定の制定年月日

・ 対象期間・年度

原則、前回認証評価以降、評価実施年度の5月1日まで、また、年度を通じた集計が必要な数については、原則として評価実施年度の前の年度。ただし、

◆【別紙様式2-3-1（計画の進捗状況）】

対象期間のうち機関別内部質保証体制の確立以降

「年月」：対象期間のうち機関別内部質保証体制で共有が図られた年月

◆【分析項目2-5-2,3（教員評価）】

対象期間のうち直近3回程度

22

様式一般

・【特記事項】①に記述した場合(No.3)

- ◆「根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断した場合」としてその理由を記述した場合は、その内容に応じて基準の判断をしていただくこととなります。
- ◆十分に事情説明ができているのか、改善を要する事項であるとするかは、大学で判断いただくこととなります。(機構による評価においては、その説明が十分かを検討し、必要があれば確認事項として大学に説明を求めます。)
- ◆たとえば、教員数が基準数に5月1日現在で足りない場合でも、10月1日に補充することが決定している根拠が示せれば、その事情を①に記載し、基準I-2を満たしていると判断することが可能です。大学がそのように判断した場合に、機構は、それに対して、訪問調査まで判断を待ち、経緯、状況を確認して判断することとなります。

23

教育研究上の基本組織

・教育研究上の基本組織について(No.5) (Q&A Q8)

- ◆**学校教育法第85条及び第100条並びに**大学設置基準及び大学院設置基準の各第二章「教育研究上の基本組織」に定める、**学士課程については学部、学科、課程等、大学院課程については、研究科、専攻等**を想定しています。各大学の質保証の状況にふさわしい単位で分析してください。
- ◆「教育研究上の基本組織」は学校教育法、大学設置基準上の概念ですので、大学における従来の理解を継承するものであると考えられます。つまり、原則として2巡目における観点2-1-①及び2-1-③の評価結果記載の内容からの著しい乖離はないものと想定しています。(「改組」があれば別ですが)
- ◆したがって、機構との事前協議などの手続きは定めておりません。しかし、大学の自己評価における分析の内容を向上させ、評価実施の効率化を図るために、評価対象大学に対する研修の一環として求めに応じて随時実施しています。

24

教育研究上の基本組織

・共同教育課程・国際連携教育課程について(No.7) (Q&A Q26参照)

- ◆別紙様式2-1-2において教育研究上の基本組織として記載するとともに、それが質の保証に責任をもつ教育課程として記載してください。
- ◆領域6の諸基準に関する分析において認証評価を受ける大学における教育課程の編成、実施等に関する状況を中心に分析し、作成してください。
- ◆なお、分析の際は、関連法令の制定に関する文部科学省からの通知（20文科高第621号）に、「**共同学科等の教育研究活動に係る評価について、各大学の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等、大学又は法人単位で実施されるものにおいては、共同教育課程に係る当該大学の教育研究活動の状況に加えて、共同教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を添付する必要があると考えられること。**」、更に通知（26文科高第621号）で**国際連携学科等についても同旨の記載があることに留意してください。**

教育研究上の基本組織

・教養教育について(No. 27) (Q&A Q16参照)

- ◆教養教育は、「体制整備」の問題ではなく、教育課程の内容であるという観点から、3巡目では自己評価書の作成においていくつかの分析項目に分散して分析をお願いすることとしています。とくに「教養教育」を企画、実施し、その教育の質を維持するための自立的な体制を構築している場合には、以下の4点に留意して自己評価書を作成してください。
 - a. 分析項目2-1-2において、そのような自立的体制である組織の名称を、教育研究上の基本組織として記載し、その組織が責任をもつ教育課程として「教養教育」又は大学の事情に応じた名称（例えば「共通科目」等）を記載してください。
 - b. 分析項目6-1-1の分析において、各教育課程の学位授与方針を確認する際に、aで記載した組織が実施する教育活動が、学生が卒業時に獲得を期待される知識、能力等の達成に貢献する内容に含まれていることを確認してください。含まれていなければ（例えば全学的な学位授与方針として定めている場合等）、aで記載した組織の内容として特記事項にその理由を記載してください。
 - c. 分析項目6-2-1の分析において、①、②、③ごとに上記bの内容に対応する事項が具体的に明示されていることを確認してください。明示されていない場合は、特記事項にその理由を記載してください。
 - d. 領域6における分析を整理する際に、上記aにおいて記載された組織が責任をもつ教育課程の内容について、基準6-3から基準6-7について分析し、その結果を記載してください。
- ◆学位授与方針は、学位授与を行う組織が定めるものですが、その学位授与方針の一部として、「共通教育」における教育活動を通して学生が修了時に身につけるべき知識、能力の共通の列挙が含まれているべきであると考えられます。この共通である学位授与方針の一部を実現することが「共通教育」の役割です。したがって、基準6-2から6-7までについては、分析することが可能であると考えています。

教育研究上の基本組織（新設・改組学部等の取扱）



・完成年度に達していない学部・研究科について

（Nos. 6, 260, 263）（Q&A Q23参照）

- ◆認証評価においては、評価実施年度において設置されている組織（実際上は、評価実施年度において入学者があった組織）を評価します。したがって、完成年度に達していない学部・研究科等については、分析を行ってください。ただし、完成年度に達してなくても分析が可能な分析項目のみについて分析することでかまいません。
- ◆完成年度に達していなければ分析できない分析項目ないし基準については、分析項目の【根拠となる資料・データ】欄に「該当なし」と記載し、なおかつ、その旨を特記事項として記載してください。

	領域2	領域5	領域6		
	別紙様式2-1-2 教育研究上の基本組織	共通基礎データ様式 (基準5-3) 入学定員充足率	基準6-1~7 教育課程	基準6-8 学習成果	別紙様式6-8-1、2 修業年限内卒業（修了）率 就職率、進学率
通常	記載する。	記載する。	判断する。	判断する。	作成を要する。
募集停止※した学部・研究科の場合	記載を要しない。	記載を要しない。	判断しない。	判断しない。	作成を要する。
完成年度に達していない学部・研究科の場合	記載する。	記載する。 <small>(ただし、該当する年度のみ)</small>	判断する。 <small>(ただし、該当する基準のみ)</small>	判断できない。	不要。

※廃止した学部・研究科を含む（前回認証評価以降）

27

教育研究上の基本組織（新設・改組学部等の取扱）



・学生募集を停止した学部・研究科について

（Nos. 184, 191, 192, 193, 194, 255, 268, 272）（Q&AのQ24参照）

- ◆領域6において、学生募集を停止した学部・研究科※については、各基準の判断は行いませんが、基準6-8に係る別紙様式についてのみ作成し、提出してください。

	領域2	領域5	領域6		
	別紙様式2-1-2 教育研究上の基本組織	共通基礎データ様式 (基準5-3) 入学定員充足率	基準6-1~7 教育課程	基準6-8 学習成果	別紙様式6-8-1、2 修業年限内卒業率 就職率、進学率
通常	記載する。	記載する。	判断する。	判断する。	作成を要する。
募集停止※した学部・研究科の場合	記載を要しない。	記載を要しない。	判断しない。	判断しない。	作成を要する。
完成年度に達していない学部・研究科の場合	記載する。	記載する。 <small>(ただし、該当する年度のみ)</small>	判断する。 <small>(ただし、該当する基準のみ)</small>	判断できない。	不要。

※廃止した学部・研究科を含む（前回認証評価以降）

28

内部質保証（「そもそも」論）

・内部質保証の全体像（No.23）

- ◆内部質保証は、教育研究活動等に関して自己点検・評価を実施し、その結果を改善、向上に結びつけること、及びそのための体制です。
- ◆「教育研究活動等」としては、教育活動、研究活動、施設設備、管理運営、学生支援が典型的に想定されます。これらの範疇の状況について、誰の責任で自己点検・評価を行い、誰の責任でその改善向上を図るかを定めてあることが内部質保証の体制の根幹です。「地域貢献活動」について、機構では選択評価を実施していますので、認証評価の対象としての教育活動と密接な場合を除いては分析することを求めています。(2巡目からの変更はありません)
- ◆とくに、専門分野における教育に関してその質の維持、向上のためには、それぞれの専門分野の専門家としての観点が必要であると考えられるので、教育課程に関する責任体制を別途確認します。これらの質保証が機能するためには、情報の共有と権限の分担が必要になりますので、情報の共有と権限の分担を定める規則が必要となります。

29

内部質保証（「そもそも」論）

・複数の組織が共同で内部質保証を行う場合（Nos.36,37）

- ◆基本的には、全ての委員会を記載し(基準2-1で分析)、それらの権限関係を示す(基準2-2で分析)ことで内部質保証の体制、手順を示すことができますが、総括責任者がもつ権限をどのような仕組みで行使するかが明確であることが必要です。
- ◆「共同で内部質保証を行う」という場合には、業務の責任分担、情報共有の方法、最終的な責任の所在が明示されている必要があります。取りまとめの委員会があれば、その委員会が取り纏めていると考えることも可能です。

30

内部質保証（「手順」について）

・手順について（Nos.43,77,84）

- ◆大学ごとに、それぞれの基準について手順をどのように定めるかは異なり得ることを想定していますので、機関別内部質保証体制が機能する形で規定してあればどのような手順となってもかまいません。
- ◆情報共有の手順に関しては、いずれかの組織、責任者の設置規定等において、その審議事項、所管事項として必要な事項があげられていて、その審議結果、判断結果について、別の委員会等の設置規定等で当該委員会等に報告を求めることが規定されていれば、手順が規定できているものと考えられます。
- ◆ただし、全学的な規定のみで手順を規定する場合には、教育課程の質保証の責任者は、教育研究上の基本組織の代表者と情報共有する必要があると通常は考えられますので、基本組織を越えた通則として定めるなどの工夫は必要かもしれません。

内部質保証（「手順」について）

・共有、確認について(No.72)

- ◆機関別内部質保証体制における教育課程に関する情報(事実の認識、判断の結果、計画立案及び計画実施の状況)の共有、確認のためには、基本組織ごとの状況に関する分析結果が機関別内部質保証体制の中核的組織又は総括責任者において認識される必要があります。
- ◆しかし、基本組織ごとの分析をどのような組織が行うか(たとえば、それぞれの学部・研究科等が分析するのか、全学的な調査評価組織が一様に実施するのか、あるいはそれらが併用されているかなどさまざまな方法が大学ごとに異なることが想定されます)によって、この情報共有の手順は異なり、規定の方法も異なると考えられますので、どのように規定するかということは大学の判断によることとなります。

・計画等の進捗状況とは (No.94)

- ◆「計画等」とは、自己点検・評価や外部者からの指摘等から明らかになった課題などに対し、質保証のために改善又は向上が必要と思われる取組を指します。
- ◆具体的には、自己点検・評価や外部者からの指摘等に基づき課題などが認識された場合には、必要な資源や確保可能な資源を考慮しつつ改善又は向上のための計画を立案して、計画実施に着手している、あるいは計画立案に至らなくともそのための検討を行うことが想定されています。
- ◆これらの対応の状況をもって「計画等の進捗状況」としています。
- ◆なお、(以下再掲)
 - 【別紙様式2-3-1】「年月」：対象期間のうち機関別内部質保証体制で共有が図られた年月
 - 【別紙様式2-3-1】対象期間のうち機関別内部質保証体制の確立以降

33

内部質保証

・教育課程ごとの点検・評価について(No.48)

- ◆領域6の各基準で分析する内容なので、各基準の分析項目までの内容を網羅しておく必要があります。
- ◆ただし、規定として明示しなければいけないのかについては、組織内で明文化され、共有が図られていることが確認できるものであれば「規程」と銘打つものである必要はありません。

※ 「教育課程」とは、基本的には、大学等の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目により体系的に編成されたものを指します（大学設置基準第19条）が、これを実施する活動の総体が評価の対象となり、そのために基準6-1から6-7を設けています。実際には、学位授与方針によって規定された教育内容及び教育活動を単位として想定しており、この意味では一般に「学位プログラム」と呼ばれるものに相当します。したがって、学位プログラムは文字通り学位授与方針によってその内容と活動が規定されているので、分析の対象であり、その分析の結果を教育研究上の基本組織ごとに整理して自己評価書を作成することが求められています。学位プログラムが基本組織である場合には、それとして記述してください。

34

内部質保証

・別紙様式2-2-4の「評価方法を規定する規定類」(No.64)

- ◆「評価方法」とは、自己評価の方法であり、施設設備、学生支援、学生受入の質保証に責任をもつとされた組織(分析項目2-1-3)が自己点検・評価をする際に従うべき方法を定めている規定を意味します。
- ◆分析項目2-2-4は、意見聴取に関わる分析を求めています。ここでは、意見聴取の方法とその結果の分析の方法までの規定を求めており、これらの活動に対する評価は、意見聴取のみならず他の状況の分析を含めて総合的に行われることを想定しています。

35

領域6の分析単位：内部質保証の観点から

・領域6の分析単位について(Nos.185,186)

- ◆実施大綱(p.3の5の(1)・大学による自己評価の2)「自己評価書の作成にあたっては、基準ごとに、大学全体として、また、必要に応じて各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等として教育研究活動等の状況を分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断します。」

- ◆このことから、

- 1) 分析する状況の単位(すなわち、**教育課程**。「学部」「学科」「コース」「専攻」「プログラム」等々)
- 2) それらを整理し、判断するための単位(教育研究上の基本組織=**学部・研究科等**)

という2つの「単位」で考えていただくというのが基本的な考え方です。

- ◆この2つの『単位』の対応関係についてご確認いただくことを[分析項目2-1-2](#)でお願いしておりますので、その対応関係に整合的な形で領域6の諸基準について大学としてご判断ください。

36

教員評価(基準 2 - 5)

・教員業績評価(Nos.114,115)

◆教員業績評価については、

- ・どの程度の頻度で実施するか、
- ・実施の責任および責任の分担はどのようになっているか、
- ・どのような方法によって実施するか、
(活動の領域ごとの自己評価の検証として実施、指標によって自動的に評価、活動の領域ごとの目標達成によって評価など)

◆評価結果の表示方法、評価結果の通知、開示の方法、評価結果に基づく対応方法が具体的に規定されていることが必要です。(つまり、「必要に応じて」とか「参考にする」という程度ではなく)

◆教員の業績評価を実施しない場合や評価結果に対する限定的な対応措置をとるとしている場合については、その説明を特記事項①に記載してください。

37

3つのポリシーの取扱い

・大学院課程における学位授与方針、教育課程方針の取扱い

(Nos.196,201)

◆学校教育法施行規則第165条の2第1項では、「大学院にあっては、第3号に掲げるものに限る。」とされております。(第3号は「入学者の受入れに関する方針」。公表義務は、第172条の2第1号後半部分。ただし、同上第2項との関係は複雑)

◆機構が実施する大学機関別認証評価においては、同施行規則改正に先立って、2巡目において学士課程であれ大学院課程であれ3つのポリシーを定めることを求めてきました。(不十分な策定について改善を要する点を指摘しています。)

◆大学機関別認証評価における大学評価基準は、大学設置基準等に適合することを求められているものの、大学における教育研究活動等の質の向上のためには、その水準にとどまるべきではありません。

◆これらのことから、3巡目の大学評価基準においても、2巡目と同様に学士課程、大学院課程について3つのポリシーの策定及び公表を求めています。

38

3つのポリシーの取扱い

・学習成果（学習成果の評価の方針）について(Nos.198,202)

◆学習成果とは、学生が、授業科目、プログラム、教育課程などにおける所定の学習期間終了時に獲得し得る知識、技術、態度などの成果を指し、学習成果の評価の方針とは、到達目標に対してどの程度達成しているかに応じて与えられる評語・評点が表示されていることです。

※「学習成果の評価」には、学位授与方針で示された獲得が期待される知識・能力の状況の評価も、成績評価も含まれます。

※教育課程方針に科目ごとの成績評価基準及び成績評価方法が定められていることは想定していません。科目ごとの基準、方法は、学習成果の評価の方針に基づき科目の特性(内容及び授業形態)に則して定められ、シラバスにおいて学生に周知が図られていることを想定しています。

※教育課程方針の一部として、学習成果の評価の方針が定められていない場合でも、その方針が明文化され、その公表又は周知の努力が行われている場合には、教育課程方針が十分に定められていないとは考えません。